

6／2（水）の発表

はじめよう、つづけよう。
「新北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～

新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 6月2日（水）15時00分

発表項目 (行事名)	「第1回動物愛護管理業務のあり方検討会議」の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
			発表場所
概要	<p>本道における動物愛護管理業務のあり方について、府内外の関係者と検討を進めるため、「第1回動物愛護管理業務のあり方検討会議」を次のとおり開催しますので、お知らせします。</p> <p>1 日 時 令和3年(2021年) 6月9日 (水) 14:00より2時間程度</p> <p>2 開催方法 ZOOMを用いたWeb会議</p> <p>3 構成員</p> <p>(1) 関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益社団法人北海道獣医師会 ・ 酪農学園大学 ・ 認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会 <p>(2) 行政機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市動物管理センター ・ 旭川市動物愛護センター ・ 市立函館保健所 ・ 北海道（石狩振興局・保健福祉部・環境生活部） <p>※事務局 環境生活部環境局自然環境課 自然環境担当局長出席</p> <p>4 主な内容</p> <p>(1) 「北海道動物愛護管理センターのあり方検討について（課題整理）」について【事務局説明】</p> <p>(2) 課題への対応策について【意見交換】</p> <p>(3) その他</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 会議資料及び開催結果は、後日、道のホームページに公表します。</p> <p>(2) 本会議の開催要領は別添のとおりです。</p>		
参考			

報道（取材）に当たってのお願い	○ ZOOMでのオンライン視聴（取材）を希望する場合は、6月7日（月）正午までに、所属、参加者氏名、連絡先を記載の上、下記メールアドレスでご連絡をお願いします。参加用URL等を別途お知らせします。 kansei.shizen1@pref.hokkaido.lg.jp
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク

担当者（連絡先）	・環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係（担当者：山中） TEL：011-231-4111（内線24-382）ダイヤルイン：011-204-5205
----------	--

別添

動物愛護管理業務のあり方検討会議開催要領

第1 目的

本道における動物愛護管理業務のあり方について、「北海道動物愛護センター(仮称)に関する基本的な考え方」(平成14年)や「北海道動物愛護管理センターのあり方検討について(課題整理)」(令和3年3月)を参考に、庁内外の関係者と検討を進め、基本構想を取りまとめるため、「動物愛護管理業務のあり方検討会議」(以下「検討会議」という。)を開催する。

基本構想は、広大な本道の地理特性や近年における犬猫の取扱状況、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)の改正などを踏まえたものとする。

第2 検討事項

検討会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 広大な本道の地理特性を踏まえた業務のあり方に関すること。
- (2) 動物の収容体制の確保に関すること。
 - ①長期収容できる飼養環境整備
 - ②引取頭数の減少の係る対応
 - ③多頭飼育崩壊や動物虐待、災害等発生時の緊急収容(犬猫数十頭)
 - ④新型コロナウイルス感染症等発生時のペット緊急収容(隔離施設)
 - ⑤動物愛護管理法など新たな基準への対応
- (3) 収容動物の長期収容対応と譲渡の促進、動物ふれあい事業を実施できる環境整備に関すること。
- (4) その他動物愛護管理業務の推進に関すること。
- (5) (1)～(4)に係る関係団体等との協働に関すること。

第3 構成

- 1 検討会議は、別表に掲げる団体(以下「構成団体」という。)をもって構成する。
- 2 構成団体を追加等するときは、検討会議の承認を受けなければならない。

第4 事務局

- 1 検討会議の事務局を北海道環境生活部環境局自然環境課に置く。
- 2 事務局は、庶務その他この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項を処理する。
- 3 事務局の総括は、北海道環境生活部環境局自然環境課動物管理担当課長(以下「事務局長」という。)が行う。

第5 会議

- 1 事務局長は、構成団体の代表者等が参加する検討会議を招集する。
- 2 議事進行役としての座長は、参加者が互選により選任する。
- 3 事務局長が必要と認めたときは、会議に構成団体以外の者の出席を求めることができる。

第6 その他

検討会議は、「附屬機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」に基づく「懇談会」の位置づけとし、同基準第3. 1 (3)に基づき開催要領を定めるものである。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

別表

関 係 団 体	公益社団法人北海道獣医師会
	酪農学園大学
	認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会
行政機関等	札幌市（札幌市動物管理センター）
	旭川市（旭川市動物愛護センター）
	函館市（市立函館保健所）
	北海道